

第15回 蘭越町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和3年9月27日（月）午後8時00分から午後9時30分
- 2 開催場所 蘭越町役場3階委員会室
- 3 出席委員 15人
会長 15番 中井 悟
会長職務代理 7番 西元 道啓
委員 1番 黒川 利光 2番 近藤 一祝
3番 高山 重人 5番 岩間 勇市
6番 宮武 正人 8番 吉田 靖志
9番 石井 妙司 10番 金子 辰四郎
11番 安田 伸二 12番 坂野 幸夫
13番 坂井 明治 14番 杉本 峯一
16番 伊藤 忠幸
- 4 議事日程
第1 会議録署名委員の指名について
第2 会期の決定について
第3 諸報告について
第4 現況証明願いについて
第5 農地法第3条の規定による許可申請について
第6 農地法第5条の規定による許可申請について
第7 農地法第6条第1項の規定による報告について
第8 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
第9 土地の意見価格の決定について
第10 農用地区域の変更について
第11 農地法第3条の3第1項の規定による届け出について
- 5 農業委員会事務局職員 事務局長 高田 幸則
農地係長 小柳 大騎

6 会議の概要

議 長

ただいまの出席委員は、15名であります。定足数に達しておりますので、これから第15回蘭越町農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

それでは、日程に従って進めてまいります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は私が指名してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

それでは、14番 杉本委員と16番 伊藤委員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本日の総会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

日程第3、諸般の報告についてを議題とします。

第14回の総会以降の諸般について、報告いたします。

第14回の総会以降、特に無し

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、議案第1号現況証明願いについてを議題とします。

NO1について、上程します。

担当査員、調査の報告をお願いします。

7番
(西元委員)

現況証明願いについて説明いたします。安田委員と吉田委員と一緒に現地を確認して参りました。農地の搬入道路として使われており農地・採草放牧地以外の土地でありました。ご報告申し上げます。場所につきましては、〇〇さんの住宅の脇にある農地でございます。

議 長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし

議 長

質疑なしと認めます。
議案第1号は、調査員の報告を承認し、証明書を交付することとします。

日程第5、議案第2号農地法第3条の規定による、許可申請についてを議題とします。

NO1について、上程します。
事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等の所有権の移転をするため、農地法第3条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。令和3年9月27日提出。蘭越町農業委員長名。

番号1番、譲渡人は北海道財務局小樽出張所、譲受人は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡、畑で〇〇㎡で、7月の総会にて財務局より意見価格を求められた農地です。権利の区分は所有権の移転です。譲渡理由は、譲受人の圃場の中にある国有地を売り渡すためです。成立する法律関係は売買、価格は総額で〇〇円、10a当たりの価格は、田が〇〇円、畑で〇〇円です。権利移転の日は、農地法第3条許可の日です。別紙、調査書をご覧ください。〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、申請地は、譲受人の圃場の中にある国有地を売り渡すものであり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです

よろしくご審議の程お願いいたします。

引き続き、担当委員から順次、補足説明を願います。

議 長

番号1番、内容については事務局説明の通りです。場所については、〇〇から〇〇の方に曲がって〇〇の前にある土地となって

10番
(金子委員)

おります。〇〇さんの方にも売買がありましてその中に含まれる土地になっております。

議長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし

議長

原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

質疑なし

議長

議案第2号については、原案のとおり決定し、許可することとします。

日程第6、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

NO1について、上程します。

事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等を農地等以外にするため、農地法第5条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、意見を求める。令和3年9月27日提出、蘭越町農業委員会会長名。

番号1番、申請者は譲渡人が〇〇さん、譲受人が〇〇さん、土地は〇〇番、現況は畑、面積は〇〇㎡、農地区分は畑、農用地区域外の第2種農地、権利の種類は売買、売買価格は〇〇円です。この農地は袋小路になっている土地であり、住宅用敷地としての価格として、両者の合意により決定しています。申請理由は、譲受人所有住宅の隣接地である当該地における雪捨場、駐車場及び家庭菜園に使用するためです。別紙、調査書をご覧ください。

農地区分は、農業公共投資対象外の生産性の低い小集団であり、おおむね10ha未満の農地であります。また、農用地区域外にある農地以外の農地であって、甲種・1種・2種（市街化が見込まれる農地）・3種のいずれの要件にも該当しない農地であるため、第2種農地になり、転用はやむを得ないのではないかと事務局では判断いたしました。一般基準については記載のとおりです。

なお、番号1番の案件は許可相当の可否について意見を求める
ものです。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 引き続き、担当委員から順次、補足説明を願います。

13番
(坂井委員) 1番ですけど、内容につきましては事務局説明の通りです。場
所ですけれども、〇〇の横にある圃場となります。よろしくお願
いいたします。

議 長 これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員 異議なし

議 長 質疑なしと認めます。
原案のとおり、許可及び許可相当であると決定してよろしいで
しょうか。

全委員 異議なし

議 長 議案第3号については、北海道農業会議へ諮問することといた
します。

日程第7、議案第4号農地法第6条第1項の規定による報告に
ついてを議題とします。

事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長) 議案第4号 農地法第6条第1項の規定による報告について、
農地法第6条第1項の規定により、農地所有適格法人から提出の
あった事業報告について、各要件の確認を求める。令和3年9月
27日提出、蘭越町農業委員会会長名。

番号1、令和3年8月30日付けで〇〇より、農地所有適格法人
報告書の提出がありました。
内容については、記載のとおりとなっております。事務局で形態

要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件を確認したところ、各要件とも、適正であろうと考えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 　　ただ今事務局から説明があり、各項目の要件について確認をしたとのことですが、報告内容について、質疑ありませんか。

全委員 　　異議なし

議 長 　　質疑なしと認めます。
　　今回提出のあった、農地所有適格法人について、報告内容を確認した結果、いずれも要件を満たしているものとして、決定してよろしいでしょうか。

全委員 　　異議なし

議 長 　　議案第4号については、原案どおり決定し、事務局に法人台帳を整備していただくこととします。

　　日程第8、議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

　　NO1について、上程します。

　　事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長) 　　議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地利用集積計画の可否について、議決を求める。
　　令和3年9月27日提出、蘭越町農業委員長名。

番号1番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん、土地は〇〇、田で〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。10a当たりの価格は田で〇〇円で、所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和4年1月1日、対価の支払期限は令和3年12月末日です。価格は総額で〇〇円です。この価格は譲渡人の個人的な事情により希望された価格であり、両者合意済みです。譲渡理由は、営農が困難であるため農地を譲渡するものです。

別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

引き続き、担当委員から補足説明を願います。

16番
(伊藤委員)

内容については事務局の説明の通りとなっております。場所ですけれども、〇〇さんの住宅の周りとその横にある水田になります。よろしくお願いいたします。

議 長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

異議なし

議 長

質疑なしと認めます。
異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし

議 長

議案第5号は、原案のとおり決定し、その旨、町へ通知いたします。

日程第9、議案第6号土地の意見価格の決定についてを議題とします。

事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案6号 土地の意見価格の決定について 北海道財務局小樽出張所長から意見を求められた土地の価格について、別紙のとおり回答してよろしいか、議決を求める。令和3年9月27日提出。
蘭越町農業委員会会長名。

意見価格の照会がありました土地につきましては、別紙、議案第7号、土地の意見価格についてをご覧ください。なお、当該地は〇〇さんへ売却予定となっております。

上段には、当該地として今回意見価格の照会があった〇〇番が記載しております。中段からは、ここ数年の農地売買実例と過去の財務局への意見価格を記載しております。

過去の売買実例などを参考に、地区の担当委員と事前に相談した上で、田で 〇〇円、として回答したいと考えております。また売買実例の場所については議案第6号1番実例①～④を、過去の意見価格の場所については同じく議案第6号過去意見価格を参考にしてください。なお、当該地は記載の※印の注意事項1のとおり昨年度にも意見価格を求められていますが、買い手との調整がつかずに今年度に持ち越しとなっております。意見価格が昨年よりも下がっているのは1年間の情勢の変化によるものです。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

16番
(安田委員)

補足説明させていただきます。内容は事務局説明通りです。場所ですが、印字で〇〇氏宅とされているところが、〇〇があるところで、そこから〇〇側にある土地です。よろしくお願いいたします。

議長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

異議なし

議長

照会のあった農地の価格について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし

議長

本案は、原案のとおり決定し、その旨、北海道財務局小樽出張所長へ通知いたします。

日程第10、議案第7号農用地区域の変更についてを議題とします。

NO1～2について、上程します。
事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案第7号 農用地区域の変更について、農用地区域を変更することについて、蘭越町長から下記のとおり協議があったので、その可否について、意見を求める。

令和3年9月27日提出。蘭越町農業委員長名。
今回協議があったのは、除外が1件、変更が1件です。

番号1番、申請者は〇〇さん、場所は〇〇番、現況は田で、〇〇㎡、畑で〇〇㎡です。申請理由は植林するため、除外するものです。図面番号、議案第7号①をご覧ください。場所は、〇〇から〇〇に向かう途中にある〇〇を少し越えて右手にある〇〇氏の自宅の裏手にある土地です。

なお、該当農地は来月以降に転用案件として上程予定です

番号2番、申請者は〇〇さん、場所は〇〇番、現況は田で、〇〇㎡です。申請理由は格納庫新築のため、変更するものです。図面番号、議案第7号②をご覧ください。場所は、〇〇の〇〇沿いにある〇〇さんの自宅の横にある畑の内地番です。

なお、該当農地は200㎡以下の農業用施設の新築のため、転用の申請は必要ありません

ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

異議なし

議 長

異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし

議 長

本案について、原案のとおり決定し、その旨、町へ通知いたします。

日程第11、報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届

出について事務局から報告願います。

事務局
(小柳係長)

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、令和3年9月27日提出、蘭越町農業委員長名。

令和3年9月15日付けで、〇〇さんから〇〇番外〇〇筆の土地を、同じく〇〇さんから〇〇番外〇〇筆の土地を〇〇さん死亡により相続した旨の届出があったので、報告いたします。

議長

ただ今、事務局から報告がありましたが、ご質問等ありませんか。

全委員

異議なし

議長

以上で、よろしいですか。

それでは、その他の報告を事務局からお願いします。

(事務局から)

事務局
(高田局長)

次回総会は10月28日(木)13:30からを予定しております。

また、その他の報告としまして、〇〇の案件について、状況を説明させていただきます。〇〇に〇〇がされ、〇〇がありました。〇〇を調査しましたところ、〇〇であることが判明しました。ただ、〇〇ということで、その旨〇〇に報告するとともに、〇〇しております。

今後の取り扱いとしましては、〇〇の提出を求めており、これらの書類が届き次第、〇〇に報告するとともに、〇〇が〇〇を〇〇する予定となっております。

参考までに、〇〇について、〇〇としては、〇〇となり〇〇ですが、〇〇につきましては、〇〇が必要となるとのことです。

また、〇〇につきましては、〇〇について、〇〇することにより、〇〇ができるというものです。

→農地パトロール等について小柳係長より報告

事務局
(小柳係長)

今年の農地パトロールですが、10月の第3週から4週あたりで検討しています。その付近で都合が悪い日があれば本総会終了後、もしくは来週の10月5日までに事務局まで連絡願います。

日程、場所などの詳細が決まり次第、追って連絡いたします。
以上で報告を終わります。

閉 会 宣 言

以上をもって、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。

これにて、第15回蘭越町農業委員会総会を閉会いたします。

午前8時30分終了

以上のおり会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

令和 年 月 日

議 長 ㊟

署名委員 ㊟

署名委員 ㊟

